

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税の賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、固定資産税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上田市長

## 公表日

令和4年3月22日

## 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	固定資産税の賦課事務
事務の概要	<p>・地方税法に基づき、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋・償却資産の所有者に対し、その固定資産を基に固定資産税及び都市計画税を計算し賦課する。</p> <p>・住民からの申請に基づき、固定資産税情報から各証明書を発行する。</p> <p>&lt;土地&gt;          法務局からの登記済通知書に基づき土地台帳を更新する。          更新した土地台帳情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。          で作成した電子データを電算システム・地番図システムに取り込む。          賦課に必要な情報(戸籍情報・農地転用情報等)を照会取得し課税データに反映させる。          住民等から減免・非課税申請を受付・登録する。          納税通知書作成の委託先に課税情報(紙ベース)を渡す。          納税通知書を住民等に送付する。          賦課情報に基づき、各種証明書等を交付する。</p> <p>&lt;家屋&gt;          住民・企業からの申し出、法務局、建築確認、各自治体から家屋情報を取得する。          取得したデータを基に現地確認を行い、その情報を家屋評価システムに入力、電子データ化する。          賦課に必要な情報(住所・氏名等)を照会し取得する。          住民登録のないものの情報を住基ネット経由で取得する。          ~ で作成・取得したデータを固定資産税システムに取り込む。          賦課情報を作成する。          他税賦課のため、必要に応じて、他自治体に賦課情報を提供する。          税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。          課税決定者に税額を通知する。          作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。          賦課情報に基づき、申請に応じて各証明書を発行する。</p> <p>&lt;償却資産&gt;          申告書作成の委託先に償却資産課税台帳の情報を提供する。          申告書を償却資産の所有者に送付する。          所有者から申告情報を取得する。          取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。          で作成した電子データを固定資産税システムに取り込む。          住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。          賦課情報を作成する。          納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。          納税義務者へ税額を通知する。          国税庁から所得税・法人税の申告資料を取得する。          賦課情報に基づき、申請に応じて各証明書を発行する。</p>
システムの名称	固定資産税システム、固定資産土地評価業務支援システム、家屋評価システム 統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税の賦課事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 別表第2の27及び28の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条及び第21条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	財政部税務課
所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-8240
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-8240
-----	--

**しきい値判断項目**

**1. 対象人数**

評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月22日 時点	

**2. 取扱者数**

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月22日 時点	

**3. 重大事故**

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	----------------------------

**しきい値判断結果**

**しきい値判断結果**

<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>
--------------------------

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

